

傷害保険料更新のお願い

当館の保険料は、7月1日より翌年6月30日までの1年契約となっております。保険更新の時期となりましたので、更新をお願い致します。

保険料は **お一人様¥1,200** です。対象は **令和3年6月30日までにご入会の方** です。

更新後、年度途中で退会された場合の払い戻しはありません。

◎保険の適応について

流泳館では、会員様全員に保険に加入していただいております。この保険の適応範囲は、ご自宅を出られた時から水泳教室中、そしてご自宅に帰り着くまでです。ただし、ご自宅からバス停に着くまでに寄り道などされた場合や自家用車で送迎される方で途中買い物など通常の道のりを外れた場合、お友達のお子様を連れて帰られる場合など、通常と違うルートの場合は保険の適応外となる場合がございますのでご注意ください。

万が一、ケガなどの事故が発生した場合は、当館にかわり、株式会社藤田組が保険の範囲内で補償致します。補償内容は以下の通りです。

○通院について (事故発生日より180日まで)

1日～3日の場合	¥4,000
4日～7日の場合	¥8,000
8日～14日の場合	¥17,000
15日～30日の場合	¥34,000
31日以上の場合	¥42,000

○入院について (事故発生日より180日まで)

1日～3日の場合	¥12,000
4日～7日の場合	¥25,000
8日～14日の場合	¥51,000
15日～30日の場合	¥102,000
31日以上の場合	¥127,000

※事故発生日の翌日までに受診された場合のみ適応されます。

それ以降の場合は保険が適応されません。受診された場合はすぐに当館にもご連絡下さい。

※受診の際の毎回の費用はご家庭でのご負担となります。

◎保険料の更新方法

7月分の月謝に保険料を加算して、ご指定の口座から引落されます。引落日は6月27日です。

流泳館 熊本西部スイミングクラブ
代表取締役 西山博之
(社印省略)